



平成 19 年 12 月 4 日

各 位

会社名 河内屋紙株式会社
代表者名 代表取締役社長 郡司 勝美
(JASDAQ・コード9849)
問合せ先 執行役員管理本部長 木村 純也
電 話 03-5319-0230

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 4 日開催の取締役会において、平成 20 年 2 月 20 日開催予定の当社臨時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の趣旨及び理由

当社は、平成 19 年 12 月 4 日開催の取締役会において、新設分割計画の内容を決定し、また、はが紙販株式会社と合併契約を正式に締結いたしました。これに伴い、当社定款の商号及び事業の目的等を変更するものです。但し、本件につきましては、平成 20 年 2 月 20 日開催予定の臨時株主総会において承認決議がなされることを条件としております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

臨時株主総会開催日 (予定)	平成 20 年 2 月 20 日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 20 年 4 月 1 日

以 上

定款変更比較対照表

(下線部は変更箇所を示すものであります。)

現行定款	変更案
<p>第 1 条 当社は、<u>河内屋紙株式会社</u>と称し、英文では <u>KAWACHIYA PAPER COMPANY LIMITED</u> と表示する。</p>	<p>第 1 条 当社は、<u>株式会社共同紙販ホールディングス</u>と称し、英文では <u>KYODO PAPER HOLDINGS</u> と表示する。</p>
<p>第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (新設)</p> <p>(1) 紙の販売及び問屋業 (2) 紙の断裁 (3) 倉庫業 (4) 自動車運送業 (5) 不動産の賃貸及び管理 (6) 損害保険の代理業務 (7) 前各号に附帯する一切の業務 (新設) (新設)</p>	<p>第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 次の事業を営む会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理</u></p> <p>(1) 紙の販売及び問屋業 (2) 紙の断裁 (3) 倉庫業 (4) 自動車運送業 (5) 不動産の賃貸及び管理 (6) 損害保険の代理業務 (7) 前各号に附帯する一切の業務</p> <p><u>2. 前項(1)から(7)の各事業を自ら行うこと</u></p> <p><u>3. 前項に附帯する一切の業務</u></p>
<p>第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p>	<p>第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長 1 名、取締役副社長若干名</u>を定めることができる。</p>